

化学的酸素要求量，窒素含有量及びりん含有量に係る  
総量削減計画等について（概要）

1 総量削減計画の概要

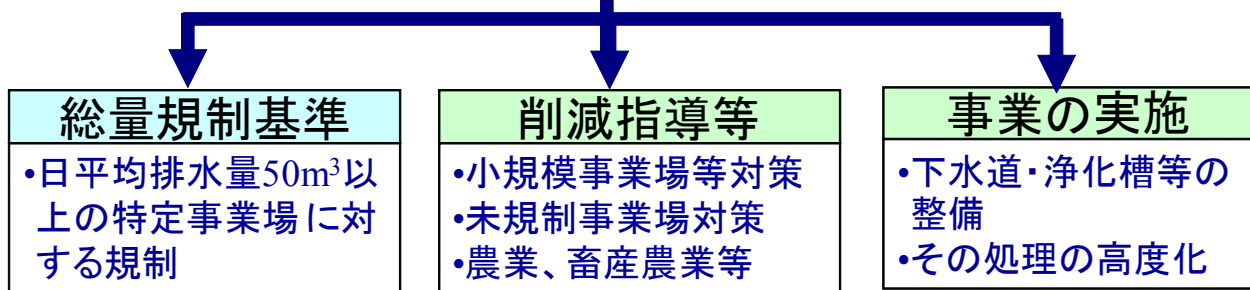
第8次総量削減基本方針(環境大臣) H28.9.30策定

目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項

国の基本方針に基づき策定を進める

第8次総量削減計画(県知事)

発生源別(生活排水、産業排水、その他)の削減目標量、方途等



2 削減目標量及び総量規制基準

国の総量削減基本方針において、瀬戸内海（大阪湾除く）については現在の水質から悪化させないことを目途とし、平成31年度を目標とする本県の削減目標量が定められた。

●削減目標量：1日当たりの汚濁負荷量は次の数値内とする

	平成31年度		平成26年度	
	第8次目標		第7次目標	第7次実績
COD	34トン		35トン	29トン
窒素含有量	19トン		19トン	17トン
りん含有量	1.5トン		1.5トン	1.4トン

●総量規制基準：知事が定める値（C）は第7次から変更なしとしたい。

$$\text{総量規制基準値 (L)} = \text{知事が定める値 (C)} \times \text{特定排出水量 (Q)} \times 1 / 1000$$

[kg/日]                      [mg/リットル]                      [m<sup>3</sup>/日]

※C値は業種毎に定める 例：パルプ製造業70mg/リットル など215種

3 今後の予定

平成29年	2月	議会報告，パブリックコメント，環境大臣事前協議
	3月	徳島県環境審議会生活環境部会
	4月	環境大臣正式協議
	6月～	議会報告，総量削減計画の策定及び告示